

令和6年10月25日

件名 「ぐんま住警器の日」に伴う広報活動

平成30年から、群馬県と県内全消防本部で毎月10日を「ぐんま住警器の日」と定めた（住警器とは、住宅用火災警報器を略したものであり、10日の「じゅう」と住警器の「じゅう」をかけている）。

全ての住宅に設置が義務となっており、群馬県は全国で設置率が38位と低い結果となっている（令和6年6月1日時点）。

住警器設置率の向上を目的に高崎市広域消防局では下記のとおり広報活動を実施する。

記

- 1 日 時 令和6年11月8日（金） 14時から15時まで
- 2 場 所 高崎駅西口・東口ペデストリアンデッキ上（雨天時コンコース内）
- 3 内 容 住警器の設置及び維持管理の呼びかけ、啓発品（消防局オリジナルウェットティッシュ）の配布
- 4 参加者 消防局員（消防局次長含む5人）及び高崎市女性防火クラブ（役員8人）
- 5 報道対応 予防課長